

R 6 上野中学校部活動ガイドライン

★赤・・・6 年度

1 策定の趣旨

「上野中学校部活動ガイドライン」（以下、「本校ガイドライン」という。）は、令和6年2月に富士宮市教育委員会が策定した「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」をもとに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 上野中学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。

2 部活動の目的

異学年の共通の興味や関心をもつ生徒同士が、集団で練習や試合等に取り組むことで社会生活の基本的な資質（ルール・マナー）を育成する。また技能の習得や責任ある行動の育成により、健全なる心身の発達と個性の伸長を図る。

3 部活動運営体制

- (1) 校長は、「本校ガイドライン」を毎年度策定する。
- (2) 部活動顧問は、年度当初に年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
※年間計画は年度当初、月計画は前月20日を目途に作成し、それぞれ校長の承認を得た上で、生徒・保護者に配付する。
また活動実績については、翌月5日を目途に作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、「本校ガイドライン」を学校のホームページへ掲載して公表する。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように支援・指導する。

4 部活動への加入

- (1) 入部後は原則として、3年間同一部とする。
- (2) 入退部及び転部は必ず担任と顧問に届け出をし、保護者の同意書を顧問に提出する。なお、届け出の手続きについては1年ごとに行う。
※クラブ等、外部の活動がある場合は、学校へ相談する。

5 活動日及び活動時間と休養日

- (1) 平日
 - ア 平日の活動日は週 **3 日** 以内とする。
 - イ 1 日の活動時間は長くとも 2 時間以内 **かつ午後 5 時までとする。**
 - ウ **各種大会や発表会等に向けて延長を行う場合は、校長の許可を得た上で、保護者に了解をとり行う。その際、生徒の体力の状況や下校時の安全を考慮す**

- る。（期間は2週間前とし、延長は最大30分とする。）
エ 日没時刻による活動終了時刻は別に定める。

(2) 休日（土・日）

- ア 休日の活動日は、土曜日または日曜日のどちらか1日とする。
イ 活動時間は**3時間以内**（準備、片づけを含む）とする。ただし、大会や練習試合等が計画されている場合は、通常の練習時間を含め、1か月32時間以内とする。

(3) 学期中の休養日及び活動時間

- ア 週当たり**3日**以上の休養日を設ける。
イ 平日は少なくとも2日**以上**の休養日を設ける。
（原則月曜日と水曜日は部活動中止）
ウ 土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。
※ 週末に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を他の週末に振り替える。

(4) 長期休業中の休養日（夏季休業・冬季休業・年度末及び年度初め）

- ア 平日の活動時間は**3時間以内**（準備、片づけを含む）とする。
イ **土曜日及び日曜日・祝日は休養日とする。**
ウ 各部活動で、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(5) 富士宮市共通の部活動休止日

- ア 夏季休業中の学校閉庁日
イ 年末年始の休日（12/29～1/3）
ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

6 運用上の留意点

(1) 平日の活動終了予定時刻（開始時刻は16:00とする）

	4月	5月	6・7・8月	9月前	9月後	10月前	10月後	11・12・1月	2月	3月
終了時刻	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	17:00	16:45	16:15	16:30	16:45
完全下校時刻	17:15	17:15	17:15	17:15	17:15	17:15	17:00	16:30	16:45	17:00

※日没を考慮し変更もある。

(2) 活動中止日

- ア 定期テスト期間（3日前から**当日**まで）

(3) 朝練習は行わない。

- (4) 気象状況の急変（高温多湿、落雷、暴風等）により健康被害や事故につながる恐れがあるときは直ちに活動を中止する。

- (5) 大会や**発表等**の前や長期休業中にまとまった活動時間が必要な場合は、校長承認のもと実施可能である。

- (6) 顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- (7) その他、「本校ガイドライン」を運用する中で発生する諸問題については、その都度職員会議で協議し決定する。